

令和8年4月～

自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

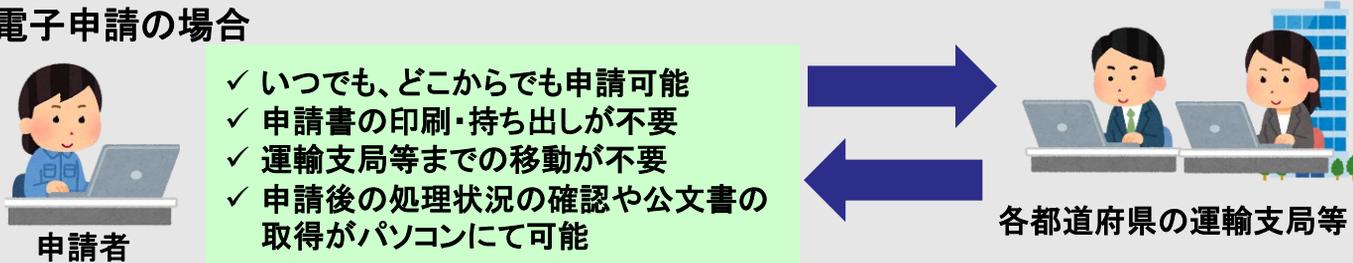
電子申請(e-Gov)利用のメリット

- ✓ いつでも、どこでも申請可能 
- ✓ 行政機関までの移動が不要 
- ✓ パソコンで申請後の状況を確認 
- ✓ パソコンで公文書取得が可能 

■紙申請の場合



■電子申請の場合



電子申請の利用対象となる手続き

自動車特定整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
整備主任者の選任・変更届出

指定自動車整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
自動車検査員の選任・変更届出

優良自動車整備事業

新規申請
変更届出
辞退等届出

令和8年4月より利用開始を予定



オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。
自動車整備事業に関するオンライン申請

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



電子申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請システム

パソコンの環境設定

申請書/届出書、
添付資料の作成

申請書/届出書、
添付資料の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

※デジタル庁発行のGビズID(プライム又はメンバー)が必要です。
ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付資料の作成)。なお、スマートフォンからは**申請・届出はできませんので、ご注意ください。**
作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



関連リンク

e-Gov電子申請サイト

手続き共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sos_ei_jouhouka_fr2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定等e-Govに関すること

e-Gov利用者サポートデスク

☎: 050-3786-2225

URL: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

受付時間: 平日 9:00～17:00 他
(※詳細はサイトにてご確認ください。)



GビズIDに関すること

GビズID ヘルプデスク

☎: 0570-023-797

URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

受付時間: 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)



申請方法や入力方法に関すること

自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク

☎: 050-3852-4979 (※令和8年4月1日開始)

受付時間: 平日 8:30～17:15
(※運輸支局等の開庁日に準ずる。)

記載事項や必要な添付書面等 具体的な申請内容・届出内容に関すること

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。特に、**指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。**

本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局自動車整備課

03-5253-8111